

2023年日本ラリー選手権規定

※下線部分：変更箇所

2023年規定	現行規定						
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2023</u>年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 全日本選手権</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条 参加車両</p> <p>1. 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、<u>5</u>点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。 1)～4) （略）</p> <p>2. <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、RRNを除くFIA公認車両。</u></p> <p>3. <u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号。）第34条第1項に基づく臨時運行許可を得た、当該年の国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両。</u></p> <p>第8条 クラス区分 参加車両は下表の通りクラス区分される。</p> <table border="1" data-bbox="203 1305 1108 1414"> <tr> <td style="text-align: center;">クラス1 (JN-1)</td> <td>RRNを除くFIA公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両</td> </tr> </table>	クラス1 (JN-1)	RRNを除くFIA公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2022</u>年（以下「当該年」という。）のラリー競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本ラリー選手権規定を制定する。</p> <p>第2条～第5条 （略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 全日本選手権</p> <p>第6条 （略）</p> <p>第7条 参加車両</p> <p>1. 当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定める以下の車両とし、<u>4</u>点式以上のFIA公認安全ベルトを装備していること。 1)～4) （略）</p> <p>2. RRNを除くFIA公認車両。</p> <p>第8条 クラス区分 参加車両は下表の通りクラス区分される。</p> <table border="1" data-bbox="1176 1305 2080 1441"> <tr> <td style="text-align: center;">クラス6 (JN-6)</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRPN（ATに限定）およびAE（気筒容積別区分なし）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">クラス5 (JN-5)</td> <td>気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN</td> </tr> </table>	クラス6 (JN-6)	気筒容積が1500cc以下のRPN（ATに限定）およびAE（気筒容積別区分なし）	クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN
クラス1 (JN-1)	RRNを除くFIA公認車両および国際モータースポーツ競技規則付則J項252条および253条の安全要件・一般事項等に基づくASN公認または承認車両						
クラス6 (JN-6)	気筒容積が1500cc以下のRPN（ATに限定）およびAE（気筒容積別区分なし）						
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下のRJ、RPN						

クラス2 (JN-2)	気筒容積が2500ccを超えるR Jおよび気筒容積区別なしのR R N
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のR J、R P N
クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のR J、R P N
クラス5 (JN-5)	気筒容積が1500cc以下のR J、R P N (A T車含む)
クラス6 (JN-6)	駆動方式を問わず、気筒容積が1800cc以下のA E

第9条～第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条 競技距離および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。
2. ～3. (略)

第13条 (略)

第14条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. クラス1 (JN-1) を除いた全日本選手権と同じクラス区分
2. (略)

第15条～第16条 (略)

第4章 一般規定

第17条～第21条 (略)

第22条 オブザーバーの派遣

1. J A Fは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じ

クラス4 (JN-4)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の前輪駆動および4輪駆動のR J、R P N
クラス3 (JN-3)	気筒容積が1500ccを超え2500cc以下の後輪駆動のR J、R P N
クラス2 (JN-2)	気筒容積が2500ccを超える2輪駆動のR Jおよび2輪駆動のR R NおよびR R Nを除くF I A公認車両
クラス1 (JN-1)	気筒容積が2500ccを超える4輪駆動のR J、4輪駆動のR R NおよびR R Nを除くF I A公認車両

クラス1 (JN-1) については車両性能均等化のため、性能調整を実施する場合があります。調整内容については2022年全日本ラリー一選手権統一規則で示すこととする。

※2023年以降は全般的にクラスの見直しを実施する。

第9条～第11条 (略)

第3章 地方選手権

第12条 競技距離および走行距離

1. 競技形式はラリー競技開催規定に定めるスペシャルステージラリーとする。ただし、J A Fが特に認めた場合はこの限りではない。
2. ～3. (略)

第13条 (略)

第14条 クラス区分

参加車両は気筒容積に基づき下記1. または2. のいずれかの方法によりクラス区分される。

1. 全日本選手権と同じクラス区分
2. (略)

第15条～第16条 (略)

第4章 一般規定

第17条～第21条 (略)

第22条 オブザーバーの派遣

1. J A Fは、選手権競技会の運営状況を確認するため、必要に応じ

てオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。

2. オブザーバーの任務、権限、責任は以下の通りとする

1) 任務

- (1) 日本選手権競技会の運営状況の確認。
- (2) 観衆（観客）導入計画会場の査察。
- (3) オブザーバーレポート／査察レポートの作成。

2) 権限

- (1) 日本ラリー選手権規定第21条に基づく、競技会運営状況を確認する権限。
- (2) 競技会競技役員を補佐する権限。
- (3) 選手権適用規則の遵守性を確認する権限。
- (4) 競技会審査委員会に出席し、自らの判断による意見を述べる権限を有するが、投票の権利は有さない。
- (5) 競技会に関するすべての報告書を作成する権限。

3) 責任

オブザーバーは、JAFに対して責任を負うものであり、競技会の組織または競技執行に対して責任を負うものではない。

3. ～4. (略)

第5章 規則の施行

第23条 (略)

第24条 本規定の施行

本規定は、2023年1月1日から施行する。

以上

てオブザーバーを派遣し、その報告に基づき必要な措置を講じることができる。

2. ～3. (略)

第5章 規則の施行

第23条 (略)

第24条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日から施行する。

以上